

## 水管理・国土保全局の各種月間等

事項	期間	趣旨	備考
水防月間	5月1日～5月31日 (北海道を除く) 6月1日～6月30日 (北海道)	国民に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及の徹底を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資することを目的とする。	
土砂災害防止月間	6月1日～6月30日	我が国の土砂災害による人命、財産の被害の現状をかんがみ、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等の運動を強力に推進することにより、土砂災害の防止に対する国民の理解と関心を深め、土砂災害による人命、財産の被害の防止及び軽減に資することを目的とする。	
がけ崩れ防災週間	6月1日～6月7日	土砂災害防止月間中の6月1日から6月7日までの一週間をがけ崩れ防災週間とし、がけ崩れ災害の防止に重点を置いて関係する行事及び活動を実施する。	
川の日	7月7日	近年、都市の発展、治水事業の発展などを契機に、希薄化した人と河川との関係を見直し、河川に対する人々の関心を取り戻すこと、及び地域の良好な環境づくりなどについて流域の住民・自治体が一緒になって考え、取り組むといった地域の活動を支援することを目的とする。	
河川愛護月間	7月1日～7月31日	身近な自然空間である河川への国民の関心の高まりに応えるため、地域住民、市民団体と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的とする。	
海岸愛護月間	7月1日～7月31日	国民の共通財産である海岸を貴重な生活空間として良好な状態に保つため、海岸の持つ重要な役割について国民の理解と関心を深めるとともに、海岸を安全に利用し、管理する運動を盛り上げ、快適でうおいのある海岸環境を積極的に創出し、海岸愛護思想の普及と啓発を図ることを目的とする。	

事項	期間	趣旨	備考
河川水難事故防止週間	7月1日～7月7日	近年多発する河川水難事故を受け、平成21年から設置したものであり、出前講座の集中的な実施等による河川水難事故防止に関する啓発活動を行う等により、河川利用者に対して川を利用する際の安全意識の向上を促す。	
森と湖に親しむ旬間	7月21日～7月31日	国民に森林や湖に親しんでいただくことで、心と体をリフレッシュしながら、森林やダム等の重要性について理解を深めていただくことを目的とする。	
水の日	8月1日	国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるようにすることを目的とする。	
水の週間	8月1日～8月7日		
防災週間	8月30日～9月5日		
防災の日	9月1日	「防災の日」及び「防災週間」を設け、政府、地方公共団体等防災関係諸機関を始め、広く国民が、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の災害についての認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資することとしている。	
下水道の日	9月10日	下水道の意義及び重要性を国民に普及、啓発するための各種行事を全国的に展開し、下水道について国民の理解と協力を得ることを目的とする。	
津波防災の日	11月5日	「津波対策の推進に関する法律」が制定により、11月5日が「津波防災の日」と定められ、国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるため、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい行事の実施に努めることとされている。	
雪崩防災週間	12月1日～12月7日	我が国は、国土の半分以上が豪雪地帯として指定されており、積雪山間部の住民にとって雪崩は大きな脅威であり、毎年のように雪崩災害による被害が発生している。このような状況にかんがみ、関係住民、スキー場利用者及び冬期登山者等を対象とした雪崩災害に対する国民の理解と関心を深め、雪崩災害による人命・財産の被害防止に資することを目的とする。	